明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

六　前項第六号に係る同項の確認を受けようとする場合は、次に掲げる書類（当該災害等特別中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第四号に該当することについて同項の認定を受けた場合には、ロからニまでに掲げる書類を除き、当該認定を受けていない場合には、イに掲げる書類を除く。）

イ　当該災害等特別中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第四号に該当することについて同項の認定を受けたことを証する書類

ロ　当該災害等特別中小企業者の登記事項証明書

ハ　当該災害等特別中小企業者の定款の写し

ニ　当該災害等特別中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第六号イ（2）に規定する期間における売上高等を証する書類

ホ　当該災害等特別中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第六号ロに規定する期間における売上金額を証する書類

ヘ　イからホまでに掲げるもののほか、前項の確認（同項第六号に係るものに限る）の参考となる書類

3　前各項の規定は、特定特例贈与認定中小企業者、特定特例相続認定中小企業者、特例贈与認定前中小企業者又は特例相続認定前中小企業者（以下「第二種災害等特例中小企業者」と総称する。）について準用する。この場合において、第一項中「第一種特別贈与認定中小企業者であった者、第一種特別相続認定中小企業者であった者、第二種特別贈与認定中小企業者であった者及び第二種特別相続認定中小企業者であった者を除く。」とあるのは「第一種特例贈与認定中小企業者であった者、第一種特例相続認定中小企業者であった者、第二種特例贈与認定中小企業者であった者、第二種特例相続認定中小企業者であった者を除く。」と、第二項中「特定贈与認定中小企業者」とあるのは「特定特例贈与認定中小企業者」と、「特定相続認定中小企業者」とあるのは「特定特例相続認定中小企業者」と、「第六条第一項第八号又は第十号」とあるのは「第六条第一項第十二号又は十四号」と、「第一種経営承継贈与者」とあるのは「第一種特例経営承継贈与者」と、「第二種経営承継贈与者」とあるのは「第二種特例経営承継贈与者」と、「贈与認定前中小企業者」とあるのは「特例贈与認定前中小企業者」と、「相続認定前中小企業者」とあるのは「特例相続認定前中小企業者」と、「第七条第二項又は第三項（同条第四項及び第五項において準用される場合を含む。）」とあるのは「第七条第六項から第九項までの規定により読み替えられた同条第二項又は第三項」と読み替えるものとする。

4　都道府県知事は、第二項（前項の規定により準用される場合を含む。）の確認の申請を受けた場合において、第一項各号（前項の規定により準用される場合を含む。）のいずれかに該当することについて確認をしたときは様式第二十の七による確認書を交付し、当該確認をしない旨の決定をしたときは様式第二十の八により申請者である災害等特別中小企業者及び災害等特例中小企業者に対して通知しなければならない。

5　都道府県知事は、第一項（第三項の規定により準用される場合を含む。）の確認を受けた災害等特別中小企業者及び災害等特例中小企業者について、偽りその他不正の手段により当該確認を受けたことが判明したときは、その確認を取り消すことができる。

六　前項第六号に係る同項の確認を受けようとする場合は、次に掲げる書類（当該災害等特例中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第四号に該当することについて同項の認定を受けた場合には、ロからニまでに掲げる書類を除き、当該認定を受けていない場合には、イに掲げる書類を除く。）

イ　当該災害等特例中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第四号に該当することについて同項の認定を受けたことを証する書類

ロ　当該災害等特例中小企業者の登記事項証明書

ハ　当該災害等特例中小企業者の定款

ニ　当該災害等特例中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第六号イ（2）に規定する期間における売上高等を証する書類

ホ　当該災害等特例中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第六号ロに規定する期間における売上金額を証する書類

ヘ　イからホまでに掲げるもののほか、前項の確認（同項第六号に係るものに限る）の参考となる書類

［新設］

3　都道府県知事は、前項の確認の申請を受けた場合において、第一項各号のいずれかに該当することについて確認をしたときは様式第二十の七による確認書を交付し、当該確認をしない旨の決定をしたときは様式第二十の八により申請者である災害等特例中小企業者に対して通知しなければならない。

4　都道府県知事は、第一項の確認を受けた災害等特例中小企業者について、偽りその他不正の手段により当該確認を受けたことが判明したときは、その確認を取り消すことができる。